

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	EU の FTA 政策と日 EU 経済連携協定の概要
他言語論題 Title in other language	The EU's FTA policy and the EU-Japan Economic Partnership Agreement
著者／所属 Author(s)	植田 大祐 (UEDA Daisuke) / 経済産業課
書名 Title of Book	岐路に立つ EU 総合調査報告書 (The European Union at the Crossroads)
シリーズ Series	調査資料 2017-3 (Research Materials 2017-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2018-03-20
ページ Pages	171-185
ISBN	978-4-87582-808-2
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	EU、通商政策、FTA 政策、日 EU 経済連携協定
摘要 Abstract	2017 年 12 月に大筋合意した日 EU 経済連携協定の概要と EU の通商政策の中での同協定の位置付け等を論じる。

- \* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- \* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# EU の FTA 政策と日 EU 経済連携協定の概要

植田 大祐

## 目次

はじめに	2 妥結内容の概要
I 近年の EU の通商政策における FTA の位置付け	3 日本政府による経済効果試算
1 「グローバル・ヨーロッパ」	III ISDS 条項に関する論点
2 「貿易、成長、世界問題」	1 ICS 構想
3 「万人のための貿易」	2 混合協定としての日 EU・EPA
II 日 EU・EPA の交渉経緯と妥結内容	おわりに
1 交渉経緯	

## はじめに

2017 年 12 月 8 日、安倍晋三首相とユンカー (Jean-Claude Juncker) 欧州委員会 (European Commission) 委員長の電話協議により、2013 年 4 月から行われてきた日 EU 経済連携協定 (以下「日 EU・EPA」<sup>(1)</sup> という。) 交渉が妥結した。日 EU の主張の隔たりから、投資家と国家の間の紛争解決 (Investor-State Dispute Settlement: ISDS) 条項については協議継続となったものの、その他の部分については、2018 年夏頃の署名、2019 年の早い段階での発効を目指す想定である<sup>(2)</sup>。日 EU・EPA はメガ FTA<sup>(3)</sup> の 1 つとされ、当該 EPA の発効によって誕生する経済圏の規模は世界全体の GDP の 28.4%、貿易額の 37.2%、人口の 8.6% を占める極めて巨大なものとなる<sup>(4)</sup>。日本の農業など、打撃を被る可能性のある分野は存在するものの、巨大経済圏における日 EU による市場開放は、雇用創出や企業の競争力強化などを通じ、双方の経済成長に資することが

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 30 (2018) 年 1 月 4 日である。また、その他の情報も同日までのものを基にしている。

- (1) 外務省は、締約国・地域間における物品・サービス貿易の自由化を主な目的とする協定を FTA (Free Trade Agreement. 自由貿易協定)、FTA の内容に加え、政府調達などの各種経済制度の調和等も含むより包括的な協定を EPA (Economic Partnership Agreement. 経済連携協定) と定義し、日本は EPA を推進してきたとしている (外務省「経済連携協定 (EPA)/ 自由貿易協定 (FTA)」2017.12.19. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>)。しかし、諸外国・地域において FTA と呼ばれる協定は、物品・サービス貿易以外の分野も含んでいるのが一般的であり、外務省が定義する EPA と実質的な差はない。また、EU が締結する貿易自由化や各種経済制度の調和等を含む協定については、相手国・地域や目的によって、AA (Association Agreement. 連合協定)、SAA (Stabilisation and Association Agreement. 安定化・連合協定) など、様々な名称が用いられている。こうした実情を踏まえ、本稿では、締約国・地域間における経済上の連携を促進する協定一般を FTA と表記し、日本、EU それぞれが締結した個々の FTA に言及する必要がある場合には、EPA や AA など各協定に固有の名称を用いることとする。
- (2) 「日欧 EPA 交渉妥結 関税撤廃 19 年発効めざす」『日本経済新聞』2017.12.9 等を参照。
- (3) 様々な定義があるが、日米などの主要な国を含むとともに、多数の国が参加する FTA と定義するのが一般的である (浦田秀次郎「メガ FTA と WTO—競合か補完か—」『国際貿易と投資』増刊, 2015.10, pp.27-28.)。
- (4) 外務省経済局「日 EU 経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」2017.12.15, p.2. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>> いずれも 2016 年時点の数値。

期待されている<sup>(5)</sup>。そのため、日本は、2017年11月に大筋合意に達したTPP11 (Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership: CPTPP)<sup>(6)</sup>とともに、日EU・EPAを成長戦略の切り札として位置付けており<sup>(7)</sup>、一方のEUも、当該EPAをEU史上最も重要な通商協定と評価している<sup>(8)</sup>。

また、日EU・EPA交渉は、トランプ (Donald John Trump) 政権発足を契機とした米国の保護主義への傾斜や英国のEU離脱 (以下「Brexit」という。) といった、グローバル化の潮流に逆行するような出来事が連続する中での妥結となり、国際社会に対し、日EUの自由貿易堅持の姿勢を強く印象付ける形となった<sup>(9)</sup>。今回の交渉妥結が、米国の現政権下による保護主義的な趨勢に一石を投じることができるのかといった観点からも、日EU・EPAの動向が注目されている<sup>(10)</sup>。

そこで、本稿では、日EU・EPAの妥結内容の概要等を理解する前提として、EUのFTAの類型や近年のFTA政策の特徴などを概観した上で、日EU・EPAの交渉経緯や妥結内容の概要を紹介する。その後、今回は棚上げされたISDS条項に関する論点を整理する。

## I 近年のEUの通商政策におけるFTAの位置付け

### 1 「グローバル・ヨーロッパ」

1952年の欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) の設立を皮切りに地域経済統合に着手した欧州は、1958年のローマ条約発効により関税同盟に向けて動き出し、1968年には関税同盟を完成させた<sup>(11)</sup>。関税同盟は、域内における関税障壁等の原則撤廃というFTAとしての内容に加え、域外に対する共通関税の設定なども行う、地域貿易協定 (Regional Trade Agreement: RTA)<sup>(12)</sup> の一種である<sup>(13)</sup>。

EUは、当初から一貫してGATT (関税及び貿易に関する一般協定)、WTO (世界貿易機関) を中

(5) 外務省経済局 同上

(6) 日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、カナダ及びメキシコの11か国によるFTA。当初は11か国に米国を加えた12か国でTPP (環太平洋パートナーシップ協定) の発効を目指していたが、トランプ大統領が2017年1月23日にTPP離脱のための大統領令に署名したため、米国はTPPを離脱した。なお、TPP11については、英国がBrexit後に加盟を目指しているとの報道もある (“UK looks to join Pacific trade group after Brexit,” *Financial Times*, January 3, 2018.)。

(7) 「TPP等総合対策本部」2017.7.14. 首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/actions/201707/14tpp.html](https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201707/14tpp.html)>

(8) European Commission, “EU and Japan reach agreement in principle on Economic Partnership Agreement,” 6 July 2017. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-17-1902\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-1902_en.htm)>

(9) 『日本経済新聞』前掲注(2); “EU and Japan finalise deal for trade zone covering 30% of global GDP,” *Financial Times*, December 8, 2017等を参照。

(10) 「検証2017 “大型” 通商交渉 反自由貿易食い止め 早期の署名・発効に注力」『日刊工業新聞』2017.12.12.

(11) 伊藤白「EUのFTA政策—日EU・EPA交渉に向けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』793号, 2013.6.21, pp.2-3. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8224777\\_po\\_0793.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8224777_po_0793.pdf?contentNo=1)>

(12) WTO協定は、いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国に対して与えなければならないとする最恵国待遇を基本原則の1つとしている。FTAや関税同盟などのRTAは、域内の貿易障壁を実質上全て撤廃することや、域外に対して貿易障壁を高めないこと、協定発効後は適切な期間内に関税を撤廃することなどを条件に、最恵国待遇の例外として認められている。

(13) ベラ・バラッサ (Béla Balassa) は、欧州における経済統合の過程を基に、経済統合を①FTA、②関税同盟、③共同市場、④経済同盟 (経済政策の一定程度の調和)、⑤完全な経済統合 (超国家的機関の設置による財政・金融政策等の完全な共通化) の順に深化していくものとしてモデル化した (Béla Balassa, *The Theory of Economic Integration*, London: Allen and Unwin, 1962, pp.1-3.)。現在のEUがバラッサのモデルのどの段階に該当するかについては諸説あるが、③共同市場から④経済同盟への移行過程にあるとする説や、④経済同盟に到達したとする説が一般的である (経済産業省『通商白書 2005』2005, p.285等を参照)。なお、欧州における経済統合については、バラッサのモデルによらない分析も多い (J. ベルクマンス (田中素香訳) 『EU経済統合—深化と拡大の統合分析—』文眞堂, 2004, pp.2-30. (原書名: Jacques Pelkmans, *European Integration*, 2001.) 等を参照)。

心とする多角的貿易体制に對外通商政策の軸足を置きつつも、自身のこうした RTA としての出自を背景として、古くから様々な目的のために FTA を活用してきた<sup>(14)</sup>。EU の FTA は、貿易障壁の撤廃などによる経済面での利益よりも、EU 加盟を目指す国の加盟準備や、EU 加盟国の旧植民地を中心とした途上国の開発といった、政治・外交面での利益を重視してきた点が特徴である<sup>(15)</sup>(表 1 参照)。

表 1 EU の FTA の主な類型

主な類型	概要、締結事例 <sup>(注 1)</sup>
EU 加盟を目指す国の加盟準備のための FTA	EU 加盟を目指す国が、EU との貿易の自由化や、産業・環境等に関する諸政策についての協力関係構築を行うために締結。ハンガリー (1994.2)、チェコ (1995.2)、エストニア (1998.2)、ラトビア (1998.2)、クロアチア (2005.2) 等との間で締結した AA (Association Agreement. 連合協定) や SAA (Stabilisation and Association Agreement. 安定化・連合協定) などが該当 <sup>(注 2)</sup> 。
EU の単一市場に参加するための FTA	EU 域外の国が、EU に加盟することなく、EU の単一市場に参加するために締結。1990 年代の EFTA (European Free Trade Association) 加盟国のうち、アイスランド (1994.1)、ノルウェー (1994.1)、オーストリア (1994.1)、フィンランド (1994.1)、スウェーデン (1994.1)、リヒテンシュタイン (1995.1) との間で締結した協定などが該当 <sup>(注 3)</sup> 。
EU 近隣国の安定化のための FTA	EU 近隣国における経済・社会的に不安定な情勢が EU に悪影響を及ぼすのを防ぐため、当該国の経済成長や政情安定化を促進するために締結。パレスチナ (1997.7)、チュニジア (1998.3)、イスラエル (2000.6)、レバノン (2003.3)、ウクライナ (2017.9) などとの間で締結した AA などが該当。
EU 加盟国の旧植民地を中心とする途上国の開発のための FTA	EU 加盟国の旧植民地国であるアフリカ・カリブ海・太平洋 (the Africa, the Caribbean, the Pacific: ACP) 諸国などの開発や貧困削減を目的に締結。ACP 諸国との間で締結されたロメ協定 (1976.4) や、ロメ協定失効後に締結されたコトヌー協定 (2003.4)、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) <sup>(注 4)</sup> との間で締結された Economic Partnership Agreement (2016.10) <sup>(注 5)</sup> などが該当。
経済的利益のための FTA	①他国・地域間の FTA に起因する貿易上の不利益の解消のためや、②相手国・地域の貿易障壁撤廃のために締結。①については、米国・カナダと NAFTA (North American Free Trade Agreement. 北米自由貿易協定) を締結したメキシコと、メキシコ市場における米国・カナダとの競争上の不利益を解消するために締結した FTA が該当 (2000.1)。②については、韓国との FTA が該当 (2015.12)。

(注 1) 国名や協定名等の後の括弧内は、協定発効年月を示す。

(注 2) 各国の EU 加盟をもって、当該協定関係は消滅。

(注 3) 当該協定により設置された枠組みは、EEA (European Economic Area. 欧州経済領域) と呼ばれる。オーストリア、フィンランド及びスウェーデンは 1995 年に EU に加盟したため、当該協定関係は消滅。EFTA 加盟国であったスイスは EEA には加盟せず、EU (EC) と独自に協定を締結し、EU の単一市場に参加している。

(注 4) 域内の経済統合、共同市場創設、紛争解決等を目的とした地域機関。タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、コンゴ民主共和国、マダガスカル、セーシェル及びコモロの 16 か国から成る。

(注 5) 日本の EPA と同一の名称であるが、関連はない。

(出典) Stephen Woolcock, "European Union policy towards Free Trade Agreements," *ECIPE Working Paper*, No. 03/2007, 2007.3. <<http://ecipe.org/app/uploads/2014/12/european-union-policy-towards-free-trade-agreements.pdf>>; Raymond J. Ahearn, "Europe's Preferential Trade Agreements: Status, Content, and Implications," *CRS Report*, March 3, 2011 などの各種資料を基に筆者作成。

(14) 伊藤 前掲注(11); 水野亮「EU の FTA がアジアへと向かう」椎野幸平ほか『FTA 新時代—アジアを核に広がるネットワーク—』ジェトロ, 2010, pp.227-262 等を参照。

(15) Stephen Woolcock, "European Union policy towards Free Trade Agreements," *ECIPE Working Paper*, No. 03/2007, 2007.3, p.3 <<http://ecipe.org/app/uploads/2014/12/european-union-policy-towards-free-trade-agreements.pdf>>; 水野嘉那子「EU の FTA 動向」梶田朗・安田啓編著『FTA ガイドブック 2014』ジェトロ, 2014, pp.146-160。



しかし、2000年代以降、中国やインド、ロシアといった新興国の台頭や、「競争的自由化(Competitive Liberalization)」<sup>(16)</sup> 戦略に基づく米国のFTA政策の積極化などにより、EUを取り巻く国際的な環境に大きな変化が生じつつあった。また、EUが注力してきたWTOドーハラウンド交渉<sup>(17)</sup>も、先進国と途上国の対立のため停滞していた。こうした状況を受け、EUは、2006年10月、通商政策文書である“Global Europe: competing in the world”<sup>(18)</sup> (以下「グローバル・ヨーロッパ」という。)を公表し、WTO重視の姿勢は維持しつつも、EUの国際競争力強化のため、これまで以上に経済的利益を追求したFTAの締結を目指す方針へと舵<sup>かじ</sup>を切った<sup>(19)</sup>。

「グローバル・ヨーロッパ」は、関税障壁の撤廃だけでなく、WTOなどの多角的交渉の場では協議が困難な非関税障壁の撤廃に有効な手段としてFTAを位置付けており、知的財産権、競争政策、政府調達などの分野についてもFTAに盛り込むべきとしている。また、EUの優先的なFTA交渉対象国・地域の選定基準として、対象国・地域における経済の規模・成長性、貿易障壁の水準、他国とのFTAの締結状況を掲げ、ASEAN(東南アジア諸国連合)、韓国、MERCOSUR(南米南部共同市場)<sup>(20)</sup>等を優先的な交渉対象国・地域とし、インド、ロシア、GCC(Gulf Cooperation Council. 湾岸協力理事会)<sup>(21)</sup>も候補として挙げた(なお、日本は対象国でなく、特段の言及もない)。「グローバル・ヨーロッパ」公表後、EUはこれらの国・地域とのFTA交渉に順次着手しており、韓国とのFTA(以下「EU・韓国FTA」という。)については2011年7月に暫定発効、2015年12月に全面発効している。<sup>(22)</sup>

## 2 「貿易、成長、世界問題」

EUはその後、2010年11月に、「グローバル・ヨーロッパ」に次ぐ新しい通商戦略である“Trade, Growth and World Affairs”<sup>(23)</sup> (以下「貿易、成長、世界問題」という。)を公表した。「貿易、成長、世界問題」は、同年3月に採択されたEUの経済成長戦略である“Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth”<sup>(24)</sup>で挙げられている「知的な成長(Smart

(16) 米国やEUといった大国・地域が、小国と貿易上の特恵的な協定を締結することにより、貿易障壁をより低くし、最終的には多角的交渉(WTO交渉)に刺激を与え、これを推進する新たな原動力とするとの概念(植田大祐「諸外国のFTA政策—韓国、米国、中国の事例—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』618号, 2008.6.12. <<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0618.pdf>>等を参照)。

(17) 鉱工業・農産品市場アクセス、途上国の開発、貿易の円滑化などを議題とし、2001年のドーハでの会合を皮切りに開始された多角的貿易交渉。EUは、当時、貿易担当の欧州委員会委員を務めていたパスカル・ラミー(Pascal Lamy)氏の下で新規のFTA交渉を凍結し、WTOドーハラウンド交渉に注力していた(Pascal Lamy, “Stepping Stones or Stumbling Blocks? The EU’s Approach Towards the Problem of Multilateralism vs Regionalism in Trade Policy,” *The World Economy*, 25(10), 2002, pp.1399-1413; Woolcock, *op.cit.*(15), pp.2-3.)。

(18) European Commission, “Global Europe: competing in the world,” COM(2006) 567 final, 2006.10.4.

(19) Woolcock, *op.cit.*(15), pp.2-3; Gabriel Siles-Brügge, “Charting the Rise of ‘Global Europe,’” *Constructing European Union Trade Policy*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2014, pp.97-124等を参照。

(20) アルゼンチン、ボリビア(加盟議定書の各国批准待ち)、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラ(加盟資格停止中)から成る関税同盟。

(21) サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール及びクウェートから成る関税同盟。

(22) European Commission, *op.cit.*(18); 「グローバル・ヨーロッパ：世界経済におけるEUのパフォーマンス」『ユーロトレンド』2009.2. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07000007/05001658\\_001\\_BUP\\_0.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000007/05001658_001_BUP_0.pdf)>; 長部重康「メガFTA時代の到来とEU」長部重康編著『日・EU経済連携協定が意味するものは何か—新たなメガFTAへの挑戦と課題—』ミネルヴァ書房, 2016, pp.14-19; 菅原淳一「EUの新通商戦略」『みずほ政策インサイト』2006.11.1. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/policy-insight/MSI061101.pdf>>

(23) European Commission, “Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU’s 2020 Strategy,” COM(2010) 612 final, 2010.11.9.

(24) European Commission, “Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth,” COM(2010) 2020 final, 2010.3.3.

Growth)<sup>(25)</sup>、「持続可能な成長 (Sustainable Growth)<sup>(26)</sup>」、「包摂的な成長 (Inclusive Growth)<sup>(27)</sup>」の3つの目標の達成を、対外的な側面から補完していくための戦略とされる。これらの目標の達成のため、「貿易、成長、世界問題」では、インドや MERCOSUR との FTA 締結や、既に「グローバル・ヨーロッパ」で掲げられていた非関税障壁、政府調達に係る分野の重視などが改めて打ち出された。また、米国、中国、日本、カナダなどを戦略的パートナーとして挙げ、通商関係の一層の深化を目指すとした。「貿易、成長、世界問題」は、新興国に限らず、既に関税が低い米国、日本、カナダなどの先進国との通商関係の重要性も指摘することで、非関税障壁の削減に重きを置く EU の姿勢を示したといえよう。<sup>(28)</sup>

### 3 「万人のための貿易」

「貿易、成長、世界問題」公表後の2013年7月、EUは、「貿易、成長、世界問題」においてその重要性を指摘した米国と、TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership. 環大西洋パートナーシップ協定) 交渉を開始した。しかし、TTIP 交渉に対しては、EU の市民団体や NGO などから、TTIP における規制緩和に係る内容が、EU の規制体系や消費者安全に悪影響を及ぼすといった懸念が表明された<sup>(29)</sup>。また、当時、EU・韓国 FTA が暫定発効中だったにもかかわらず EU から韓国への輸出が伸び悩んでいたことから、FTA の実効性に対して疑義が呈されたほか、1990年代後半から急速に進展していたグローバル・バリュー・チェーン<sup>(30)</sup>への対応の必要性といった問題も指摘されていた。<sup>(31)</sup>

EU の FTA・通商政策を取り巻くこうした様々な課題への対処のため、EU は2015年10月、新たな通商戦略である“Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy”<sup>(32)</sup> (以下「万人のための貿易」という。)を策定した。「万人のための貿易」では、グローバル・バリュー・チェーンが進展する中で EU が競争上の強みを発揮するため、サービス貿易や電子商取引、人の移動などの分野へ一層注力し、FTA の効果的な活用の促進を目的とした中小企業への情報提供などを強化していくこととした。また、TTIP 交渉過程における市民団体等からの懸念を受け、通商交渉に関する市民団体や加盟国との対話の活発化や、交渉過程の透明性強化、交渉

(25) 将来における EU の成長の「駆動輪 (driver)」となる「知識及びイノベーション」の強化を意味し、これに立脚した成長のため、R&D 投資の増加、教育・職業訓練等の強化、電子情報社会の構築を目指す (鈴木尊紘「【EU】2020年に向けての欧州経済戦略」『外国の立法』No.243-2, 2010.5, pp.6-7. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050490\\_po\\_02430203.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050490_po_02430203.pdf?contentNo=1)>。)

(26) 資源の効果的・持続可能な形での利用と競争力のある経済の構築を意味し、再生可能エネルギーの利用促進、CO<sub>2</sub>回収・隔離等に関する技術の活用、石油等の輸入量減少を目指す (鈴木 同上)。

(27) 高技能・高能力の雇用の創出と労働市場・職業訓練等の現代化、貧困削減を行い、「結束した社会 (cohesive society) を築いていくことを意味し、女性・高齢者・移民等の労働市場参入の促進、職業訓練に係る生涯学習の強化、子どもの貧困削減等を目指す (鈴木 同上)。

(28) 水野 前掲注(15)等を参照。

(29) 例えば、“EU-US trade deal poses potential threat to European food safety and environment standards,” June 17, 2013. Greenpeace website <<http://www.greenpeace.org/eu-unit/en/News/2013/Transatlantic-Trade-and-Investment-Partnership-TTIP-A-Threat-for-European-Food-Safety-and-Environment-Standards/>> 等。

(30) 製造業などにおける生産工程が内外に分散していく国際的な分業体制を指す (三菱総合研究所『「グローバル・バリュー・チェーン分析に関する調査研究」報告書 平成23年度総合調査研究』2012. <[http://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2012fy/E002254.pdf](http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2012fy/E002254.pdf)>)。

(31) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部欧州ロシア CIS 課「EU 韓国 FTA の韓国での履行状況」2013.7. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07001441/eu\\_kr\\_fta.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001441/eu_kr_fta.pdf)>; 長部 前掲注(22); 田中友義「日・EU 通商関係と日・EU 経済連携協定」長部編著 前掲注(22), pp.94-98 等を参照。

(32) European Commission, “Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy,” COM(2015) 497 final, 2015.10.15.

方針や合意内容に関するインターネット上でのより詳細な情報開示等を目標として掲げた。<sup>(33)</sup>

「万人のための貿易」では、通商戦略とEUが掲げる価値観の一貫性も重視しており、持続可能な開発や児童労働・汚職の撲滅といったEUが重視する課題を、通商協定でも扱うことを目指している。また、この一環として、TTIP交渉でも争点の一つとなったISDS条項に関して、投資家保護の重要性は認めながらも、仲裁過程の不透明性や仲裁判断の予測不可能性<sup>(34)</sup>等については問題があるとし、これからの通商協定では、国家の規制権限をより強調するため、常設投資裁判所の設置を推進するとしている。<sup>(35)</sup>

なお、日EU・EPAに関しては、「貿易、成長、世界問題」公表後の2013年4月に交渉が開始されたが、「万人のための貿易」では、日EU・EPA交渉は双方の貿易・投資を活発化させ、規制・標準化等に係る協力などを促進させることから、引き続き優先的に行うべきとされている<sup>(36)</sup>。

## II 日EU・EPAの交渉経緯と妥結内容

### 1 交渉経緯

#### (1) 交渉に至る背景

2006年の「グローバル・ヨーロッパ」の公表により、EUは、アジアを中心とした新興国の市場開拓に動き出した。しかし、先進国である日本との通商関係は、「問題がないことが問題<sup>(37)</sup>」と表現されるような状況になっており、欧州委員会も日本との対話等には消極的であった。こうした欧州委員会の姿勢とは異なり、欧州ビジネス界は、EUが掲げる価値観を共有できる日本との経済連携を強化することこそが、台頭する新興国の価値観に対処する唯一の方策と考えており、日EUのビジネス界で対話を重ねる中で、日EU・EPAのアイデアが生まれた。<sup>(38)</sup>

日EU・EPAは、2007年6月の日EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(EU-Japan Business Dialogue Round Table: BDRT)において正式に提案されたが、提案された日EU間の枠組みは、当初、FTAやEPAではなく、経済統合協定(Economic Integration Agreement: EIA)と呼ばれていた。日本側は、従来のFTAやEPAをも超える、より包括的な協定を目指すとの意味でこの名称を使用した。EU側は、日本に対する関税撤廃に消極的であり、FTAとしての関税撤廃の内容を協定に含めたくない、との意図を込めていたことが指摘されている。<sup>(39)</sup>

(33) European Commission, *ibid.*; 日本貿易振興機構(ジェトロ)ブリュッセル事務所海外調査部欧州ロシアCIS課「EUの新貿易・投資戦略「万人のための貿易」の概要」2015.12. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/49ceedbc0615581b/20150114.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/49ceedbc0615581b/20150114.pdf)>等を参照。

(34) 一般的に、投資仲裁においては先例拘束性を定める規範は存在せず、仲裁判断が先例に従う義務はない(濱本正太郎監修、有馬幸菜ほか「ISDS条項批判の検討—ISDS条項はTPP交渉参加を拒否する根拠となるか—」p.41. 京都大学ウェブサイト <[http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp/kogi/2012/2012seminar/zemiron\\_isds.pdf](http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp/kogi/2012/2012seminar/zemiron_isds.pdf)>)。

(35) European Commission, *op.cit.*(32); 日本貿易振興機構(ジェトロ)ブリュッセル事務所海外調査部欧州ロシアCIS課同上等を参照。

(36) European Commission, *ibid.*

(37) 2000年代前半に欧州委員会の外交専門部会委員を務めたクリストファー・パッテン(Christopher Patten)氏による表現で、当時の日EU関係においては、貿易摩擦といった早急に対処しなければならない喫緊の課題がないことを意味するとされる(Axel Berkofsky, “The EU and Japan: a partnership in the making,” *EPC Issue Paper*, No.52, February 2007, p.23. <<https://www.files.ethz.ch/isn/30653/EPC%20Issue%20Paper%20No%2052.pdf>>等を参照)。

(38) 「日欧経済連携の可能性を探る」『ジェトロセンサー』59(699), 2009.2, pp.6-38.

(39) 渡邊頼純「日本・EU経済連携協定(EPA)―新たな日EU関係強化への歩みと展望―」石川幸一ほか編著『FTA戦略の潮流―課題と展望―』文真堂, 2015, pp.66-81.



EU・韓国 FTA の発効により、日本は、EU 市場において韓国よりも競争上不利な立場に置かれることとなったため、当初から日 EU 間の FTA 締結に積極的であった。一方の EU は、日本からの自動車等の流入を警戒し、関税撤廃には慎重な姿勢を崩していなかった。しかし、2011 年以降に日本の TPP（環太平洋パートナーシップ協定）<sup>(40)</sup> 交渉参加への動きが具体化し始めると、日本市場において米国等よりも競争上後れをとることを懸念して重い腰を上げ、関税撤廃に前向きな姿勢を見せるようになった。こうして、BDRT における提案から約 4 年が経過してようやく、日 EU・EPA 交渉が動き出すこととなった。<sup>(41)</sup>

## (2) 交渉の経緯

### (i) 交渉開始から大枠合意まで

その後、2013 年 4 月の第 1 回会合を皮切りに、日 EU・EPA の具体的な交渉が開始された。また、戦略的パートナーシップ (Strategic Partnership Agreement: SPA) 協定についても同時に交渉が開始された。SPA 協定は、政治や安全保障、気候変動といった、経済以外の分野における日 EU 間の協力を対象とする協定である。EU は、他国・地域と FTA を締結する際に SPA 協定もセットで交渉することとしており、韓国やカナダとも約 40 の分野をカバーする SPA を締結している<sup>(42)</sup>。

日 EU・EPA は、2013 年 4 月の交渉開始後、2016 年 9 月末までに計 17 回の交渉会合が実施された。これらの交渉会合での具体的な協議内容は公表されていないものの<sup>(43)</sup>、関税など複数分野での協議の難航が報じられ、当時目標とされていた 2016 年内の合意が危ぶまれる状況が続いた。また、2016 年 6 月には、交渉をリードしてきた英国において Brexit に関する国民投票が実施され離脱が選択されたことにより、交渉の行方に対する不透明感が強まった<sup>(44)</sup>。

2016 年 11 月以降、米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利により、TPP、TTIP の先行きが不透明となったことや、2017 年の EU 各国での選挙等により、重要な政治決断が困難となる可能性が予想されたことなどから、日 EU・EPA の早期妥結に向けた機運が高まりを見せた。しかし、2016 年内の合意を目指して開催された 12 月の首席交渉官会合では、両者の主張の溝を埋めきれず、年内合意は見送られた。

2017 年 4 月には、第 18 回交渉会合が開催され、サービス貿易や政府調達分野での進展が見られたが、EU の自動車や日本のチーズの関税をめぐり協議が難航し、膠着状態が続いた<sup>(45)</sup>。しかし、同年 6 月に農協系以外にも乳製品の流通経路を広げる改革のめどが立ったことで農業

(40) 以後、「TPP」を用いた場合は米国離脱前の 12 か国での FTA を指し、「TPP11」を用いた場合は米国離脱後の 11 か国での FTA を指すこととする。

(41) 渡邊 前掲注(39)等を参照。

(42) Giovanni Grevi, "The EU Strategic Partnerships: Process and Purposes," Mario Telò and Frederik Ponjaert, eds., *The EU's Foreign Policy: What Kind of Power and Diplomatic Action?*, Farnham, Surrey: Ashgate, 2013, pp.159-173 等を参照。

(43) 日 EU・EPA 交渉については情報公開がなされていない一方で、EU・米国間の TTIP 交渉については市民団体、欧州議会、各国政府による情報公開への要望が強く、EU のウェブサイトで情報公開が進んでいる (中西優美子「法的観点から見た日本・EU 間の EPA 交渉について」2016.3.4. ユーラシア研究所ウェブサイト <<http://yuken-jp.com/report/2016/03/04/epa/>>)。

(44) 「日欧 EPA 交渉 年内合意に暗雲」『日本経済新聞』2016.6.25. なお、2016 年 9 月の交渉会合では、協定に Brexit を想定した再協議規定 (EU 加盟国の減少に伴う EU 産農産物等の低関税輸入枠の削減等) を盛り込む方向性を確認したことが報じられた (「英離脱で再協議規定」『時事通信行政ニュース』2016.10.3.)。

(45) 「サービス貿易など進展 日欧 EPA 交渉 関税なお隔たり」『日本経済新聞』2017.4.6 等を参照。



交渉に臨みやすくなった日本<sup>(46)</sup>と、日EU・EPAについてはBrexit交渉前に決着に持ち込みたいEU双方の事情を背景として両者の歩み寄りの機運が高まり、同年7月5日、日EU・EPAは大枠合意に達した。7月7～8日に開催される主要20か国・地域G20首脳会議を前に交渉をまとめることで、日EU双方の自由貿易堅持の姿勢をアピールする狙いもあったとされる<sup>(47)</sup>。また、日EU・EPAと並行して交渉が進められていたSPA協定についても、同時に大枠合意に達した。

2017年7月の合意には、従来のFTA/EPA交渉で使用される「大筋合意」ではなく、「大枠合意」との用語が使用された。「大筋合意」及び「大枠合意」のいずれも明確な定義はないが、最終合意・署名まで技術的事項等を残すのみとなった際に「大筋合意」が使用されるのが一般的である。7月時点の日EU・EPAの合意については、ISDS条項に関する合意が棚上げされるなど、幾つかの項目で合意に至っていなかったことから、一般的な「大筋合意」ではなく、「大枠合意」との用語が用いられた<sup>(48)</sup>。

## (ii) 大枠合意から妥結まで

日EU・EPAについては、2017年7月の大枠合意後も、年内の交渉妥結を目指し、協定の細部の詰めやISDS条項に係る協議が継続して行われた。しかし、ISDS条項に関しては日EUの折り合いがつくことはなく、一旦当該条項を日EU・EPAから切り離し、その他の分野の妥結を先行させることとされ、同年12月8日、日EU・EPA交渉は妥結した。今後は、2018年夏頃の署名、2019年の早い段階での発効を目指す想定である<sup>(49)</sup>。日EUがISDS条項を日EU・EPAから分離してまで早期妥結にこだわったのは、同年12月10日から予定されていたWTO閣僚会合より前に妥結を公表し、自由貿易の意義を世界に示す狙いがあったとされる<sup>(50)</sup>。一方、SPA協定については妥結しておらず、協議が継続される<sup>(51)</sup>。

棚上げされたISDS条項については、今後も毎月1回程度のペースで首席交渉官会合を開催し、協議を続けることとなった。2018年春頃の段階で、最終的にISDS条項を日EU・EPAから切り離すかどうかを判断し、2018年夏までに合意に至らない場合には、日EU・EPAとは別に投資協定を締結するなどして対応する方針である<sup>(52)</sup>。

(46) 国会で審議中であった農協系以外にも乳製品の流通経路を広げることを盛り込んだ「畜産経営の安定に関する法律」(昭和36年法律第183号)の改正案に対して農業団体等が反発していたため、当該改正案の審議の最中にチーズの関税等についてEUに譲歩すれば、農業団体等の反発が更に激化する可能性があったことが指摘されている(「来月大枠合意へ詰め 日欧EPA 保護主義に対応」『日本経済新聞』2017.6.9.)。

(47) 「自由貿易推進で結束 日欧EPA大枠合意 保護主義台頭に危機感」『読売新聞』2017.7.6等を参照。

(48) 菅原淳一「日EU・EPA交渉大枠合意の意義」『みずほインサイト』2017.7.12. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl170712.pdf>>;「Q&A 「大枠」合意、「大筋」とどう違う? 細かい課題残す状態」『日本経済新聞』2017.7.7等を参照。なお、日本政府は、「大枠合意」について、「交渉の相手方や内容等によって異なるが、我が国と欧州連合(以下「EU」という。)との経済連携協定交渉においては、交渉の基本的な要素につき双方の間で一致した状態が「大枠合意」であると考えており、この点についてはEU側と認識を共有している。」と答弁している(舟山康江参議院議員の質問主意書(平成28年12月16日質問第113号)への政府答弁書(平成29年1月6日内閣参質192第113号))。

(49) 『日本経済新聞』前掲注(2)等を参照。

(50) 「日欧 巨大貿易圏誕生へ EPA妥結 保護主義に対抗 結束狙う」『読売新聞』2017.12.9等を参照。2019年3月にはBrexitに係る手続の完了が見込まれることや、2019年前半には欧州議会選挙などもあることから、日EU・EPAが政治情勢に影響されるのを避け、早期発効させるべきとの思惑もあったとの指摘もある(「日欧EPA「関税」で先行 19年発効目指す 「投資」別協定に」『読売新聞』2017.12.2.)。

(51) 駐日欧州連合代表部「日本との経済連携協定が妥結—12月8日」『EU MAG』2017.12.14. <<http://eumag.jp/news/h121317/>>

(52) 「日欧EPA妥結「意義大きい」 投資分野は来春判断」『日本経済新聞』2017.12.9,夕刊。

表2 日 EU・EPA 交渉の経緯と今後の予定

年 月	概 要
2007年 6月	日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT) において、日 EU 経済統合協定 (EIA) の実現可能性を検討するタスクフォース設立
2011年 5月	日 EU・EPA のスコーピング <sup>(注1)</sup> 作業開始
2013年 3月	日 EU 電話首脳会談で日 EU・EPA 交渉開始を決定
2013年 4月	日 EU・EPA 第1回交渉会合開催
2014年 5月	EU、交渉開始1年後の見直し実施 →交渉継続を決定
2016年 6月	英国、Brexit 国民投票実施
2016年 11月	米国大統領選挙でトランプ氏が勝利 日本政府が日 EU・EPA 交渉に関する主要閣僚会議を設置
2016年 12月	衆議院及び参議院の農林水産委員会が農林水産物の重要品目等に関する決議を採択
2017年 1月	トランプ氏が米国大統領に就任
2017年 7月	大枠合意
2017年 7月	G20 首脳会議
2017年 12月	交渉妥結 (ISDS 条項は継続協議)
今後の予定	
2018年夏頃	署名
2019年の早い段階	発効

(注1) 交渉の範囲についての非公式の対話。予備交渉ともいわれる。

(出典) 外務省ウェブサイト; 各種報道等を基に筆者作成。

## 2 妥結内容の概要

EU は、日本の主要輸出品目である自動車等の工業製品に対し、先進国・地域としては高水準の関税を課している上、EU・韓国 FTA の発効により、EU 市場における日本製品は、韓国製品と比較して厳しい競争条件の下に置かれることとなった。そのため、日本は、日 EU・EPA 交渉開始当初から、こうした品目の関税撤廃・削減を重視してきた<sup>(53)</sup>。

一方、EU は、農業国を複数抱えていることから、日本の農産品市場の開放に大きな関心を持っていた。また、日本の関税は農産品を除けば既に低水準であることから、「貿易、成長、世界問題」でも掲げられているとおり、EU は各種規制の調和・撤廃といった非関税障壁の削減や、政府調達への参入機会拡大も重視していた<sup>(54)</sup>。

以下では、日 EU の公表資料等から、日 EU が重視していた分野を中心に、妥結内容を紹介する<sup>(55)</sup>。

(53) 菅原淳一「日 EU・EPA 交渉大枠合意の概要」『mizuho global news』vol.94, 2017.11・12, pp.2-4. <[https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global1711-12\\_01.pdf](https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global1711-12_01.pdf)>; 西村聞多「日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) の大枠合意について—財務省の所管品目の市場アクセス交渉等に関する結果を中心に—」『ファイナンス』53(6), 2017.9, pp.25-37 等を参照。

(54) ジェトロ編『ジェトロ世界貿易投資報告 2016年版』p.46. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/gtir/2016/pdf/dai1\\_02.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2016/pdf/dai1_02.pdf)>

(55) II2における関税率等に関する情報は、基本的に全て日 EU 双方の公表資料 (外務省経済局 前掲注(4); 経済産業省「日 EU 経済連携協定 (EPA) における工業製品関税 (経済産業省関連分) に関する大枠合意結果について」2017.11. <<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171102006/20171102006-1.pdf>>; 農林水産省「日 EU・EPA 協定について」<[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta\\_kanren/f\\_eu/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/index.html)>; European Commission, “EU-Japan EPA – The Agreement in Principle,” 6 July 2017. <[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc\\_155693.doc.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/july/tradoc_155693.doc.pdf)> 等) によるものであり、その他の資料を参照した場合等には、脚注にその旨を付記する。

(1) 関税障壁

EUは日本にとって、輸出では米国、中国、ASEANに次ぐ貿易相手で、日本の輸出総額の11.4%（約8.0兆円）を占める。一方、輸入では中国、ASEANに次ぐ貿易相手で、日本の輸入総額の12.3%（約8.2兆円）を占める。

物品貿易全体で見ると、EUは、日本からEUへの輸出額のうち、協定発効時に75%の関税を撤廃し、関税撤廃スケジュール完了後はほぼ100%の関税を撤廃する。一方、日本は、EUから日本への輸出額のうち、協定発効時に91%の関税を撤廃し、関税撤廃スケジュール完了後は99%の関税を撤廃する。

(i) 工業製品

(a) 日本からEUへの輸出

工業製品全体で見ると、これまで、日本からEUへの輸出額のうち無税であったのは38.5%であったが、日EU・EPA発効により、発効時の無税割合は81.7%、関税撤廃完了後には100%となる<sup>(56)</sup>。また、工業製品のうち、日EU・EPA交渉開始当初から最も注目を集めていた乗用車の関税（現行税率：10%）については、協定発効後8年目に撤廃されることとなった。自動車部品の関税（同：2.7～4.5%）についても、日本からの輸入額の92.1%につき、発効後即時撤廃となる。自動車部品の関税撤廃については、TPP<sup>(57)</sup>における米国や、EU・韓国FTAにおけるEUの関税譲許<sup>(58)</sup>を上回る水準である。自動車・自動車部品については、EU・韓国FTA発効によるEU市場における韓国勢のシェアが拡大していたため、今後、日本勢の巻き返しが期待されている<sup>(59)</sup>。自動車と並び、EUが先進国・地域でありながら高い関税を課している製品として言及されることの多いカラーテレビ（同：14%）についても、発効後6年目に撤廃される（表3参照）。

表3 主な工業製品に関するEU側譲許内容

品目	EU現行税率	日EU・EPAにおけるEU側譲許内容	(参考)	
			米国現行税率	TPPにおける米国側譲許内容
乗用車	10%	8年目撤廃	2.5%	15年目から削減を開始し、25年目で撤廃
バス <sup>(注1)</sup>	10～16%	即時撤廃、13年目撤廃	2.0%	10年目撤廃
トラック	3.5～22%	8年目撤廃	25%	29年間関税維持の上、30年目に撤廃
自動車部品	2.7～4.5%	日本からの輸入額ベースで92.1%につき、即時撤廃	主に2.5%	日本からの輸入額ベースで8割以上につき、即時撤廃
カラーテレビ	14%	6年目撤廃	3.9～5.0%	即時撤廃

(注1) 車種等により、現行税率や譲許内容が異なる。トラックや自動車部品も同様。

(出典) 各種資料に基づき筆者作成。

(56) 無税割合は、2012年の輸入額に基づく。

(57) ここでのTPPとは、米国離脱前のTPPを指す。以後、「TPP」との表現が用いられた場合も同様である。

(58) 譲許とは、交渉等を通じて、自国・地域の関税率の上限を約束することをいう。

(59) 「日本車 韓国勢に逆襲 関税撤廃 失地回復へ」『産経新聞』2017.7.6.



## (b) EU から日本への輸出

工業製品全体で見ると、これまで、EU から日本への輸出額のうち無税であったのは 77.3% であったが、日 EU・EPA 発効により、発効時の無税割合は 96.2%、関税撤廃完了後には 100% となる。また、工業製品のうち、EU が競争力を持つ化学工業品や繊維・繊維製品等の関税は、発効後即時撤廃となる。EU の高級ブランド等による革靴（現行税率：30% 又は 4,300 円）やハンドバッグ（同：18%）は、発効後 11 年目に撤廃される。<sup>(60)</sup>

## (ii) 農産物

## (a) 日本から EU への輸出

牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目<sup>(61)</sup>を含め、ほぼ全ての品目で関税が撤廃（ほとんどが発効後即時撤廃）されることとなった。

## (b) EU から日本への輸出

EU が市場開放を強く求めていたチーズについては、カマンベール、モッツァレラなどのソフト系チーズに対して品目横断的な関税割当<sup>(62)</sup>を設定し、当該関税割当の枠内については発効後 16 年目に関税撤廃することとした<sup>(63)</sup>。ソフト系チーズについては、TPP では現行税率が維持されたものも多く、日 EU・EPA では日本が相当程度譲歩したといえよう<sup>(64)</sup>（表 4 参照）。

日チリ EPA により日本市場におけるシェアをチリに奪われつつあったワインについても、EU の強い要望を受け、発効時即時撤廃となった。また、パスタやチョコレート菓子等の加工品については、発効後 11 年目に撤廃することとした。

こうした日 EU・EPA の妥結を受け、日本政府は、EU からの輸入増加が想定されるチーズの生産者支援（約 150 億円）や、木材業者の設備投資支援（約 400 億円）などを含む農業対策費 3170 億円を 2017 年度補正予算に計上する<sup>(65)</sup>。

なお、TPP では米国等に輸入枠を設定した米については、日 EU 共に関税撤廃・削減から除外した。

## (2) 非関税障壁

## (i) 地理的表示

非関税分野の中で日 EU 双方が最も重視する分野の一つが地理的表示（Geographical Indication: GI）に関する規定である。GI とは、ある製品の品質や評価などの特性が、当該製品の原産地

(60) 「読み解き日欧EPA(5) 皮革製品・衣類」『日本経済新聞』2017.7.20等を参照。

(61) 2013年8月に策定された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」農林水産省ウェブサイト <[http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu\\_hinmokubetsu\\_senryaku.html](http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html)> において指定された品目で、海外における日本食への支持を受け、市場拡大が見込まれる国・地域に対し、これら重点品目の輸出拡大を目指す。

(62) 関税割当とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率の関税を適用し、枠を超える輸入分に対しては高税率を適用する制度。ソフト系チーズについては、初年度20,000トン、16年目に31,000トンまで拡大。17年目以降は国内消費動向を考慮して割当量を設定。

(63) 関税割当枠外については現行税率維持。

(64) 田中友義「日EU・EPA 大枠合意の意義と日本の役割—最終合意の加速と早期の協定発効を望む—」『世界経済評論』62(1), 2018.1・2, p.97. なお、EU では、日EU・EPA を“cars-for-cheese deal”などと表現する場合もある(“EU and Japan finalise ‘cars-for-cheese’ trade deal,” *Financial Times*, December 9, 2017.)。

(65) 「補正に農業対策3170億円 日欧EPA など合意受け」『日本経済新聞』2017.12.15等を参照。なお、この農業対策費には、日EU・EPA だけでなく、TPP による農業への影響を緩和するための対策に係る費用も含まれる。

表4 ソフト系チーズに関する日本側譲許内容

種類	現行税率	日EU・EPAにおける関税割当概要		(参考)
		枠数量及び枠内税率	枠外	TPPにおける対米譲許概要
シュレッドチーズ	22.4%	○枠数量 20,000トン(初年度) →31,000トン(16年目)  (17年目以降の枠数量は 国内消費動向を考慮して設定)  ○枠内税率 段階的に16年目に撤廃	現状維持	関税削減
クリームチーズ(乳脂肪45%以上)、モッツァレラ等	29.8%			関税維持
おろし・粉チーズ(プロセスチーズ)	40.0%			関税撤廃
プロセスチーズ	40.0%			関税割当
ブルーチーズ	29.8%			関税削減
熟成チーズのうちソフトチーズ(カマンベール等)	29.8%			関税維持

(出典) 各種資料に基づき筆者作成。

の風土、土壌等に由来する場合に、当該産品の原産地を特定するための表示のことを指す。日EUは、双方のGIを保護することで、模造品排除による誤認・混同の防止や、輸出促進などを目指す。EU側は日本酒、山梨ワイン、神戸ビーフ、夕張メロン、八丁味噌など、日本側はシャンパン、コニャック、カマンベール・ド・ノルマンディ、ゴルゴンゾーラなどの地域ブランド品のGIを保護することとなっている<sup>(66)</sup>。

(ii) 自動車

日EU・EPAには、自動車関連分野における日EU間の合意内容を取りまとめた附属書(Auto Annex)が付される。当該附属書により、国連欧州経済委員会(United Nations Economic Commission for Europe: UNECE)<sup>(67)</sup>の基準に従って製造された車両について、日EU双方の基準を充足したのものとして認定される旨が規定される。また、日本がUNECEの基準の適用停止や撤廃された非関税措置の再導入、新たな非関税措置の導入を行った場合には、当該措置により影響を受けた品目の関税を元の税率に戻すセーフガード(Snapback条項)が設けられる<sup>(68)</sup>。

(iii) 電子商取引

電子商取引については、電子的送信に対する関税不賦課といった規定が盛り込まれた。一方、TPPでは規定された電子的手段による情報の越境移転の自由の確保については、日EU・EPAには盛り込まれなかった。越境データ流通については、2017年7月に「個人データの越境移転に関する政治宣言」<sup>(69)</sup>が発出されており、2018年の早い時期までの合意を目指すこととされた。

(66) 農林水産省「指定の内容の決定について(日EU・EPA関係)」<[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/designation2/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/designation2/index.html)>; 国税庁「日EU・EPA交渉結果(ワイン)」2017.7.<[https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/yushutsu/pdf/sake\\_kousyo.pdf](https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/yushutsu/pdf/sake_kousyo.pdf)>等を参照。なお、パルメザンやカマンベールなど、既に商品の一般名称として日本で定着しているものについては、例外として今後も引き続き使用が認められる(「日本 神戸ビーフ、夕張メロン、市田柿… EU ゴルゴンゾーラ、カマンベール… 農産品 相互保護リスト 日欧EPA」『読売新聞』2017.12.16等を参照)。

(67) ヨーロッパを中心とする加盟国間の経済関係の強化を目的として設立された、国連経済社会理事会の地域経済委員会の一つ。

(68) 菅原 前掲注(48)

(69) 「安倍晋三内閣総理大臣及びジャン=クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言」2017.7.6.<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270697.pdf>>

## (iv) 政府調達

政府調達については、日 EU 共に WTO 協定の複数国間協定<sup>(70)</sup>である政府調達協定 (Agreement on Government Procurement: GPA) の締約国・地域であることから、GPA 対象機関の一定基準額以上の政府調達については、既に相互に開放している<sup>(71)</sup>。

日本は、GPA において、地方政府に関しては 47 の都道府県と 20 の政令指定都市の一定の政府調達について開放していたが、日 EU・EPA では、48 の中核市についても開放する<sup>(72)</sup>。これまでどおり、政府調達を行う中核市に所在する事業者に対してのみ入札参加を認める制度を維持しつつ、EU 所在の事業者に対しては例外を認めて入札に参加できるようにするなど、GPA とは異なるルールが適用される見込みである。また、都道府県及び政令指定都市が設立・運営する地方独立行政法人や公営電気事業<sup>(73)</sup>に関する調達についても、新たに開放することとした<sup>(74)</sup>。一方、EU も、フランスなどの 13 か国の政府機関に関する政府調達を新たに開放することになった。

日 EU 共に競争力を有する鉄道分野については、日本は、GPA では鉄道車両等運転上の安全に関する物品やサービスについては国際入札の対象外としていたが、日 EU・EPA ではこれらも対象に含めることとした。また、EU も、GPA では鉄道車両等について日本企業を国際入札から除外できる旨の規定を置いていたが、日 EU・EPA ではこれらについて日本企業に開放することとした。<sup>(75)</sup>

### 3 日本政府による経済効果試算

今回の日 EU・EPA 交渉妥結を受け、日本政府は、日 EU・EPA の経済効果に係る分析を行っている<sup>(76)</sup>。当該分析では、これまでに TPP の経済効果の分析等でも使用されたものと同様の手法が用いられており<sup>(77)</sup>、日 EU・EPA による経済効果は、実質 GDP が約 0.99% 増 (約 5.2 兆円増)、雇用が約 0.45% 増 (約 29.2 万人増) との結果が得られた<sup>(78)</sup>。

また、当該分析では、参考として TPP11 の経済効果も分析されており、結果は、実質 GDP は約 1.49% 増 (約 7.8 兆円増)、雇用は約 0.71% 増 (約 46 万人増) となった。米国離脱前の TPP の経済効果は実質 GDP は 2.59% 増、雇用は 1.25% 増と試算されており、日 EU・EPA と TPP11 の経済効果の合計が TPP の経済効果におおむね一致することから、米国の TPP 離脱による

(70) WTO 協定を構成する各種協定は、一括して全て受諾するのが基本だが、複数国間協定はその例外であり、一部の WTO 加盟国・地域のみが締結している協定である。

(71) 外務省「WTO 政府調達協定」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html>>等を参照。

(72) ただし、公共工事に係る調達は除く。

(73) 都道府県・政令指定都市が運営する電気事業以外の公営企業については、既に GPA の対象となっている。

(74) 総務省「日 EU 経済連携協定 政府調達に係る大枠合意について (地方公共団体関連) 説明資料」2017.10. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000304399.pdf>>

(75) 国土交通省「日 EU・EPA 大枠合意の主な内容 (政府調達：鉄道分野)」2017.8.31. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000286941.pdf>>等を参照。

(76) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「日 EU・EPA 等の経済効果分析」2017.12.21. <[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20171221\\_eutpp\\_bunseki.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20171221_eutpp_bunseki.pdf)>

(77) 経済効果の分析手法等については、小池拓自「TPPの経済効果に関する各種分析」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』920号, 2016.9.8. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10192789\\_po\\_0920.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10192789_po_0920.pdf?contentNo=1)>を参照。

(78) 当該分析では、EU における経済効果については分析が行われていない。EU における経済効果については、交渉妥結前の 2012 年に欧州委員会によって実施された分析によると、実質 GDP が 0.34 ~ 1.88% 増との結果が得られている (European Commission, “Impact Assessment Report on EU-Japan Trade Relations,” 2012.7.18. <[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/july/tradoc\\_149809.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/july/tradoc_149809.pdf)>)。



TPPの経済効果の減少を日EU・EPAでカバーできるとの指摘も見受けられる<sup>(79)</sup>。

### Ⅲ ISDS条項に関する論点

ISDS条項とは、当該条項が設けられているFTAや投資協定などの規定に反する行為を投資受入れ国が行ったことで投資家が損害を被った場合に、投資家が損害賠償を求めて当該紛争を国際的な仲裁機関等に付託するための手続を定めた規定である。ISDS条項の歴史は1960年代にまで遡り、これまでに世界中で締結された多くのFTAや投資協定などに盛り込まれている。<sup>(80)</sup>

日EU・EPA交渉では、ISDS条項をめぐる日EUの対立が解消されなかったことから、交渉妥結後も、引き続き協議が行われることとなった。本章では、こうしたISDS条項の論点について、日EU・EPAの文脈から整理する。

#### 1 ICS構想

従来一般的なISDS条項では、利用可能な仲裁規則として、ICSID (International Centre for Settlement of Investment Disputes. 投資紛争解決国際センター) 条約やUNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law. 国際連合国際商取引法委員会) 仲裁規則を挙げているものが多い。こうしたISDS条項の下では、通常、紛争ごとに構成される仲裁廷において、紛争当事者が選任する仲裁人<sup>(81)</sup>により仲裁判断が行われ、上訴は認められない<sup>(82)</sup>。日EU・EPAにおいて日本が導入を主張しているのも、このような一般的なISDS条項である。

しかし、紛争ごとに仲裁廷が構成される現在の仕組みでは、仲裁判断の一貫性や整合性の確保が困難であり、上訴も認められていないことから、不適切な仲裁判断が下された場合に当該判断を是正する機会がないとの批判がある<sup>(83)</sup>。また、仲裁申立ては投資家によってのみ可能であり、投資家も仲裁人を選任する権利を有することから、仲裁判断が投資家に有利となるバイアスを排除できない可能性も指摘されている<sup>(84)</sup>。

現在のISDS条項に対するこれらの批判を背景として、EUが提唱しているのが、常設投資裁判所 (Investment Court System: ICS) の設置である。ICSは、常設の第一審裁判所と控訴裁判所から成り、紛争当事者が裁判官を選任する権限を持たない点が特徴である。<sup>(85)</sup>

こうしたICS構想により、従来ISDS条項における問題点の解決が期待される一方、その課題も指摘されている。例えば、上訴制度については、第一審裁判所において投資受入れ国、投資家のどちらが敗訴しても、納税者や野党勢力からの圧力や、株主への説明責任などのため、

(79) 「経済効果は13兆円規模に 日欧EPA、TPP11で政府試算」『FujiSankei Business i』2017.12.22等を参照。

(80) 伊藤白「ISDS条項をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』807号, 2013.11.5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8331366\\_po\\_0807.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8331366_po_0807.pdf?contentNo=1)>等を参照。

(81) 例えば、ICSID条約に基づく仲裁において最も一般的な3人の仲裁人の選任の場合、紛争当事者たる投資家と投資受入れ国が仲裁人をそれぞれ1人指名し、最後の1人は両当事者の合意により選任される。

(82) 阿部克則監修, 末富純子・濱井宏之『国際投資仲裁ガイドブック』中央経済社, 2016等を参照。

(83) 伊藤 前掲注(80), pp.4-6等を参照。

(84) ただし、この可能性を否定する研究結果もある (濱本正太郎「常設投資裁判所構想について—ヨーロッパ連合による提案を中心に(その2)—」『JCAジャーナル』64(9), 2017.9, pp.33-41等を参照)。

(85) European Commission, “Why the new EU proposal for an Investment Court System in TTIP is beneficial to both States and investors,” 2015.11.12. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-15-6060\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-15-6060_en.htm)>等を参照。

結果的に多くの紛争で上訴がなされることになり、費用対効果に疑義が呈されている。また、ICS の裁判官は、利益相反防止等のため、いかなる国の政府職員等にも就任してはならず、その任務を適時に果たすことができるよう常に待機していなければならないとされるが、EU が締結する FTA ごとに ICS が設置された場合、各 ICS における紛争件数は極めて少なくなる可能性があることから、報酬等の観点から裁判官人材の確保に困難を来しかねないとの指摘もある。<sup>(86)</sup>

## 2 混合協定としての日 EU・EPA

2017 年 5 月、EU 司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) は、EU シンガポール FTA のうち、ポートフォリオ投資<sup>(87)</sup>と ISDS 条項の 2 分野については、EU と加盟国の共有権限事項<sup>(88)</sup>に該当する旨の見解を公表した。EU シンガポール FTA のように、EU の排他的権限事項<sup>(89)</sup>だけでなく、共有権限事項も含む協定は、混合協定と呼ばれる。<sup>(90)</sup>

混合協定の発効には、欧州議会の同意だけでなく、EU 全加盟国の議会又は国会と同等の権限を持つ加盟国の地域議会の批准が必要となる。そのため、混合協定の発効手続は複雑化し、発効までに数年程度を要する場合もある。現時点においては、日 EU・EPA と ISDS 条項は切り離されているものの、ISDS 条項まで含めた発効には相当程度の時間を要する可能性もある。<sup>(91)</sup>

## おわりに

2017 年は、日 EU・EPA、TPP11 と、日本が関わる 2 つのメガ FTA 交渉が妥結した年となった。両者共に日本にとって大きな経済的意義を持つだけでなく、反グローバル化の流れが強まる中での妥結となり、日 EU の自由貿易推進の姿勢を国際社会に印象付けることができたことから、戦略的意義も持つといえよう。

しかし、日 EU・EPA に関しては、日 EU 間で主張が対立したままの ISDS 条項について決着を棚上げするなどの課題を残しており、発効までの道筋は完全には見通せていない。現時点では、ISDS 条項をめぐる日 EU 間の議論の詳細が必ずしも明らかにされているわけではないが、EU の主張する ICS 構想は TTIP 交渉などでも争点化していることから、日 EU 間での対立の解消にも時間を要する可能性がある。今後とも、ISDS 条項に関する合意のための協議を継続するとともに、それ以外の分野の早期発効のための努力も必要となろう。

(うえだ だいすけ)

(86) Robert Schwieder, "TTIP and the Investment Court System: A New (and Improved?) Paradigm for Investor-State Adjudication," *Columbia Journal of Transnational Law*, 55(1), 2016, pp.178-227; 濱本 前掲注(84)等を参照。

(87) 企業や個人が行う国際的な有価証券投資のうち、経営支配ではなく、収益を目的として行われるものを指す。

(88) EU と加盟国双方が立法及び法的拘束力を有する行為を採択し得る分野。

(89) EU のみが立法及び法的拘束力を有する行為を採択し得る分野。

(90) David Leys, "EU Competence in Foreign Direct Investment: Will the EU Court of Justice End the Controversy?" *Global Trade and Customs Journal*, 10(7-8), 2015, pp.267-272 等を参照。

(91) 田中 前掲注(64)等を参照。